

基本計画の策定に向けた検討の視点

- ・ 我が国の食料供給（輸入の安定化）
- ・ 輸出の促進（海外からの収益の拡大）
- ・ 国際戦略

令和6年12月
農林水産省

目次

(1) 我が国の食料供給（輸入の安定化）	2
(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大）	5
(3) 国際戦略	14

(1) 我が国の食料供給 (輸入の安定化)

(1) 我が国の食料供給（輸入の安定化）

現状分析

○ 我が国における主要穀物等の供給をめぐる事情

- ・ 主要穀物である小麦、大豆、とうもろこしについては、国内生産では国内需要を満たすことができず、その大部分を海外（主として米国、カナダ、豪州又はブラジル）からの輸入を通じて国内へ供給。
- ・ 1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位にあったが、近年はその地位が相対的に低下。現在は中国が最大の純輸入国となり、国際的なプレゼンスを高めている状況。

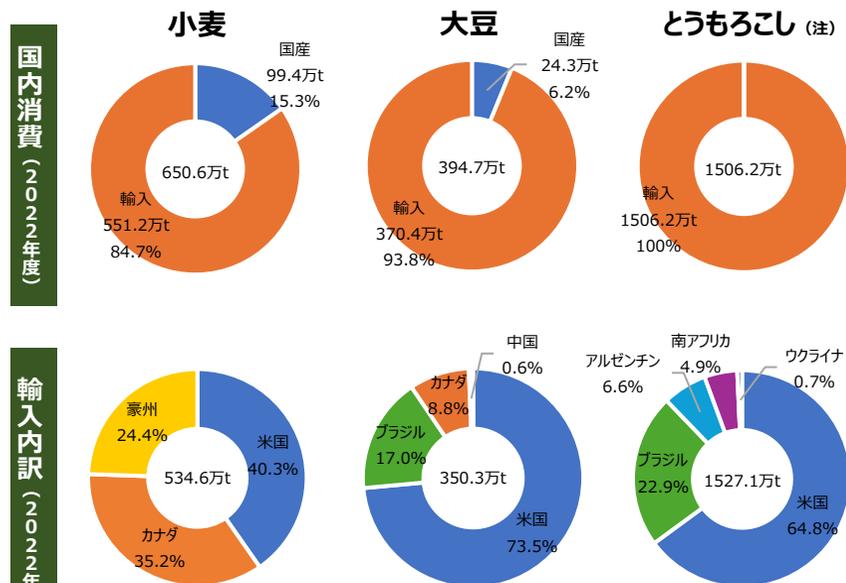
○ 我が国の商社等による穀物調達事業をめぐる動向

- ・ 主要穀物等の海外からの輸入は、我が国の商社等の民間事業者によって担われているところ。これら我が国の事業者は、多くの場合、現地子会社を通じ、輸入相手国に内陸集出荷施設や港湾船積み施設等の調達網を保有して、穀物の調達を行っている。
- ・ 欧米の穀物メジャーや中国の国営企業との国際的な競争の下で、我が国の事業者が、現地における穀物の調達網を手放す事例も見受けられる。

○ 輸入先の多様化を含む調達網の強靱化の必要性

- ・ こうした中で、世界的な気候リスクや地政学リスクの増大等も踏まえれば、我が国の事業者によって担われている**主要穀物等の調達**について、
 - － 供給リスクの分散のための輸入先の多様化も図りつつ、
 - － これら**事業者が現地に保有する調達網の維持・強化**に努めていくことが、**平時からの安定的な輸入を確保**する上で必要とされているところ。

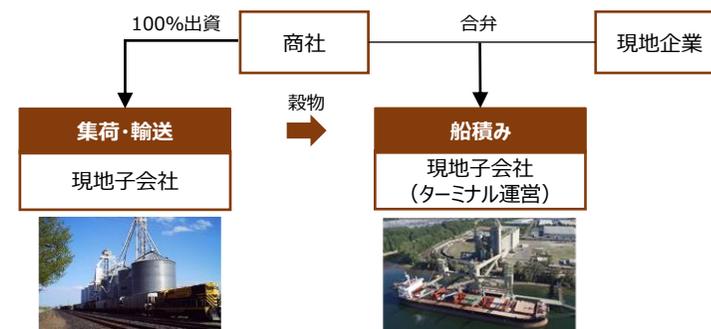
図1-1 我が国における主要穀物の供給事情



(注) 穀物としてのとうもろこしを指し、野菜に分類されるスイートコーン（国内ではほぼ完全に自給）は含まない。

資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「FAOSTAT」

図1-2 輸入相手国における穀物調達事業のモデル



(1) 我が国の食料供給（輸入の安定化）

克服すべき課題

我が国への**平時からの安定的な輸入を確保**するため、国内生産で国内需要を満たすことができない主要穀物等について、官民の連携の下、次の視点から、その**調達網の強靱化**を図っていくことが必要

- ・ 供給リスクを分散させるため、輸入相手国ごとの貿易上のリスクも踏まえつつ、**調達先の多様化**を進めていくこと
- ・ 輸入相手国において**我が国事業者が行う、生産・流通段階への投資**を促進すること
- ・ 我が国と輸入相手国との間で、**食料等の安定供給に向けた政府間の対話**を実施すること



検討の視点

輸入相手国ごとの供給リスクを勘案して**調達先の多様化を含めた検討を行い、平時からの安定的な輸入を確保するための戦略的な環境整備**に向けて以下の取組を推進していくことが必要ではないか。

- ・ 国内実需にも合致した主要穀物等が必要量供給されるよう、政策支援の活用も含めた、**我が国事業者が行う輸入相手国における調達網への投資の促進**
- ・ 上記を進めるにあたり、輸入相手国と関係を維持・強化するための、我が国と輸入相手国の**政府間で食料等の安定供給等に関する議論を行う枠組みの整備**
- ・ これら取組の円滑な実施のための国内における**官民の情報共有の強化**

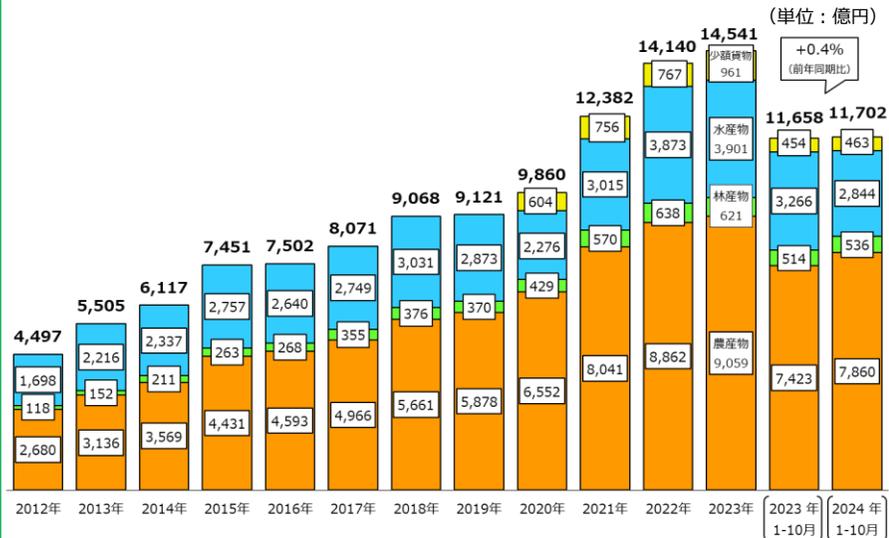
(2) 輸出の促進 (海外からの収益の拡大)

(2) 輸出の促進 (海外からの収益の拡大①)

現状分析

- **農業・食品産業における輸出の位置づけ**
 - ・ 現行基本計画では、農林水産物・食品の産出額（約50兆円）に対する輸出額を1割程度に向上することを念頭に、2030年農林水産物・食品の輸出額5兆円の目標を設定。
 - ・ 各品目の生産努力目標は、5兆円目標に向けた輸出促進政策の効果も考慮。
- **輸出拡大に向けた施策の推進**
 - ・ 2020年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、3つの柱で施策推進。
 - ① **日本の強みを最大限に発揮**
 - ・ 海外で評価される輸出拡大の余地が大きい29品目を輸出重点品目として選定
 - ・ 改正輸出促進法に基づき、輸出重点品目について、生産から販売に至るオールジャパンの関係者で構成する品目団体を15団体（27品目）認定し、その活動を促進
 - ・ 「輸出支援プラットフォーム」を10か国・地域（16拠点）に立ち上げ、海外現地における包括的・専門的・継続的な支援体制を構築
 - ② **マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者を後押し**
 - ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、安定的・継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地」として42認定する等、輸出産地の育成を推進
 - ③ **政府一体として輸出の障害を克服**
 - ・ 「農林水産物・食品輸出本部」の下で厚労省等の関係省庁と連携し、輸出先国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けた協議や施設認定等を推進
 - ・ 原発事故後に規制を措置した55の国・地域のうち、49の国・地域で輸入規制が撤廃
 - 輸出額は、2023年まで11年連続で増加し、過去最高額を更新。全ての輸出重点品目で輸出額が増加する一方、2023年8月のALPS処理水の海洋放出後の中国等による水産物の輸入停止措置を受け、2024年1～10月の実績は1兆1,702億円で対前年同期比0.4%微増
 - また、農業、食品産業が海外から収益を得るには、輸出に加え、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費を拡大していくことも重要。

図2-1 農林水産物・食品 輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

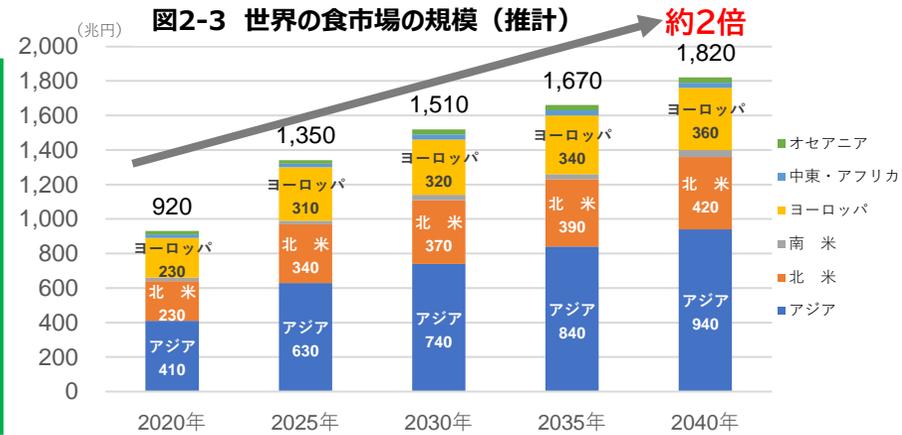
図2-2 原発事故・ALPS処理水の海洋放出後の各国・地域の輸入規制

東京電力福島第一原子力発電所事故後の規制措置の内容/国・地域数		国・地域名
事故後輸入規制を措置	55	規制措置を撤廃した国・地域 49
輸入規制を継続して措置	6	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 2 一部の都県等を対象に輸入停止 4
ALPS処理水海洋放出後の規制措置の内容/国・地域数		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置	4	全都道府県の水産物を輸入停止 中国、ロシア 10都県の水産物等を輸入停止 香港 10都県の生鮮食品等を輸入停止 マカオ

(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大①）

すう勢

- **世界の食市場の拡大**
 - ・ 世界人口の増加等に伴い**アジア、欧米中心に食市場の拡大**が見込まれる
約900兆円（2020年）→約1,500兆円（2030年）→約1,800兆円（2040年）
- **輸出額の増加**
 - ・ 2012年から**11年連続で増加**し、2023年は過去最高を更新。**今後も増加**が見込まれる
- **農産物等の生産量**
 - ・ **生産者の減少**等に伴い、野菜、果樹、茶等**多くの品目で今後も減少**が見込まれる



克服すべき課題

- 世界の食市場の拡大を農業・食品産業の収益力向上につなげ、生産基盤の維持・強化を図る必要。
- **更なる需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として農林水産物・食品の輸出額の増加ペースを引き上げていくことが必要。**

〈需要拡大の取組〉

- **新たな市場開拓による海外需要の拡大**
 - ・ 海外の主要都市の**日本食レストランや日系スーパー等へのアプローチ**だけでは、需要拡大の**効果は限定的**。
 - ・ 中国など一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止措置により、**輸出先が特定の国・地域に過度に偏ることのリスクが顕在化**している。
 - ・ **品目団体**は、海外での活動拠点がなく、また、財務体質や専門性のあるスタッフ等の体制も弱く、各団体で個々の品目をターゲットに活動している状況にあるため、海外現地のニーズに対応した機動的な取組が十分にできていない。
 - ・ **ジェトロ**は、個別の企業が取り組むにはハードルの高い**新たな国・地域での輸出先の開拓に重点的に取り組んでいく必要**。
 - ・ **JFOODO**による海外プロモーションについては、現地ニーズに対応した効果的な**ジャパンブランドの構築**に加え、**ジェトロ等による新たな商流の構築に有機的に結び付け、農業者・食品事業者の収益向上に貢献していくことが重要**。

検討の視点

- ・ **海外の現地系のレストランや大手スーパー等の非日系市場、未開拓の有望エリアなど、新たな輸出先の開拓が必要ではないか。**
そのためには、現地における**ブランディング・商流構築やマーケットインでの供給拡大等を一体的に進めるため、品目団体、ジェトロ、JFOODOが連携することが重要**ではないか。特に、
 - ① **品目団体**は、海外拠点の設置、品目間連携等を通じた**海外現地のニーズを捉えた市場開拓の取組強化**により、会員企業への具体的なメリットを充実させつつ、自己財源の確保を始め**持続的な体制の構築を図るべき**ではないか。
 - ② **ジェトロ**は、海外見本市への出展に加え、事前のバイヤーへのアプローチによる商談予約の増加、事後フォロー、産地への招へい等の**複数の取組を効果的に組み合わせつつ、新市場開拓に重点的に取り組むべき**ではないか。
 - ③ **JFOODO**は、海外事務所と連携した海外消費者へのアプローチに加え、**ジェトロ・品目団体等と連携し、海外現地の商流・ニーズ分析、メニュー提案等による現地系飲食店・小売店等への働きかけ、事業者への情報提供等を強化すべき**ではないか。

(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大①）

克服すべき課題（続き）

- **輸入規制撤廃等に向けた各国・地域への働きかけ**
 - ・ 各国・地域との協議に必要な人的リソースが限られる中、一部国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制や、各国・地域との衛生・検疫等の輸入協議が継続している。
 - ・ 輸入規制撤廃等の成果を海外需要の拡大にスムーズにつなげる必要。

〈供給力向上の取組〉

- **海外の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換**
 - ・ 有機農業等、環境に配慮した農法への転換、海外需要に適した新品種の導入、鮮度保持に資する流通体系の構築等が十分進んでおらず、マーケットインの発想で輸出先国の規制・ニーズに対応して安定的・継続的に輸出に取り組む産地・拠点不足。
 - ・ 品目ごとの特性を踏まえつつ、輸出に対応した効率的な生産・流通体系を構築するには、規格の統一や産地間のリレー出荷、海外現地への働きかけ等、関係者が一体的に取り組む、具体的な成果につなげることが重要。
- **国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築**
 - ・ 関係者が連携した販路開拓と併せて、実需者のニーズに対応した産品の供給のために生産・流通の徹底的な改革を一体的に行う必要。
 - ・ 産地から輸出可能な港湾・空港までの輸送コストが高く、物流のコスト低減に資する大ロット化・混載等の取組が十分に進んでおらず、効率的な輸出物流の構築を図る必要。

検討の視点（続き）

- ・ 輸出実行計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制に対し、あらゆる機会を捉えて引き続き即時撤廃の働きかけを政府一丸となって行うとともに、輸出解禁等に向けた動植物検疫等の協議を戦略的に実施すべきではないか。
 - ・ 輸入規制の最新動向や撤廃等の成果を輸出事業者や現地の輸入業者等に対して円滑に周知し、輸出拡大に向けた商談やプロモーション等を促すため、交渉を行う農水省等の政府機関、輸出支援プラットフォームや在外公館、ジェトロ現地事務所等の海外現地関係者、品目団体等の国内関係者間の連携を強化すべきではないか。
 - ・ 安定的・継続的に輸出に取り組む「フラッグシップ輸出産地」を拡大し、地域計画とも連携しつつ、その更なる発展を後押しすることで、収益性の高い自立的な輸出生産基盤の確立を図るべきではないか。具体的には、海外需要に対応した作物転換や供給安定化を支える基盤整備、新技術の活用等に効果的に取り組める仕組みづくりなど、大ロットでの輸出を可能とする産地のモデルを構築すべきではないか。
 - ・ 更なる輸出拡大が期待される品目について輸出重点品目の追加を検討するとともに、品目団体が中心となり、各産地や流通事業者等が連携したオールジャパンでの取組を強化すべきではないか。
また、品目ごとの課題（次頁）に対処し、フラッグシップ輸出産地等の意欲ある主産地を始め、生産現場が自らの課題として輸出向け供給力の向上に取り組むことを後押しすべきではないか。
 - ・ 海外現地での需要創出・販売支援と併せて、低コスト化や有機等への生産体系の転換による輸出向け供給力の向上、流通の効率化やコールドチェーン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進し、国内外を一貫してつなぐ新たなサプライチェーンモデルを構築するべきではないか。
 - ・ 陸上輸送におけるトラックドライバーの需給ひっ迫も踏まえた地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートの確立、大ロット化・混載の実現に向けた関係事業者等による物流拠点の整備、品質管理や物流効率化に係る規格化、標準化等を関係省庁が連携して進めるべきではないか。
- これらの取組を通じて、官民の総力を挙げて可能な限り輸出を拡大していくため、国・地域別、品目別のマーケットの動向や供給体制も踏まえて具体的な戦略を検討すべきではないか。

(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大①）

図2-4 品目ごとの輸出拡大に向けた課題

品目	品目ごとの主な課題
コメ	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積・集約化、大区画化、多収性品種やスマート農業技術の活用等を通じた生産コストの低減 ・輸出先の求める調達基準に対応できる精米施設・貯蔵施設の充実や衛生基準に適合したバックご飯の製造能力の向上
いちご	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離輸送にも耐え得る品種の生産量の増加や、輸出先国・地域の残留農薬基準に適合する防除方法の普及（防除暦の見直し）
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・園地の集積・集約化や基盤整備、省力樹形の導入、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入等の推進 ・防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する産地育成の推進
茶	<ul style="list-style-type: none"> ・需要が見込まれる有機栽培茶や抹茶原料のてん茶生産拡大に向けた生産・加工体系の転換、スマート農業技術の開発・導入等の推進 ・輸出先国・地域での残留農薬基準値（インポートトレランス）の設定の推進
日本酒	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国・地域の多角化、取引継続化を意識した販路開拓、現地流通における適正な品質管理等の推進
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国・地域との輸出解禁協議、カット技術の普及等を通じたモモ、カタ等の部位の需要拡大（輸出部位の多様化） ・輸出先国・地域の衛生基準等に対応した処理施設の整備・機能強化を通じた供給能力の向上
牛乳乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ロングライフ牛乳等の海外のニーズに合った生産、新たな商流構築の推進 ・付加価値を付けた牛乳乳製品や菓子向け等の加工品の販路開拓・価値の訴求、加工施設の整備等の推進
ホタテ貝	<ul style="list-style-type: none"> ・省人化・省力化技術の導入等による国内加工体制の強化 ・中国の代替加工先の確保、輸出先の多角化に向けたHACCP等の認定加工施設の整備や民間認証の取得等の推進
ぶり	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用、省人化・省力化技術の導入等による生産性の向上 ・人工種苗の増産、育種技術や低魚粉飼料等の開発、新たな養殖漁場の拡大、民間認証の取得等の推進
加工食品	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国・地域の食品添加物規制や食品表示、賞味期限などに対応した商品開発・製造の推進